

特別立法指定地域

離島振興法

昭和28年7月22日施行、
昭和28年度～令和14年度までの時限立法
(令和4年11月改正)

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、その離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的としています。

【指定地域】(2市村)
佐渡市、粟島浦村

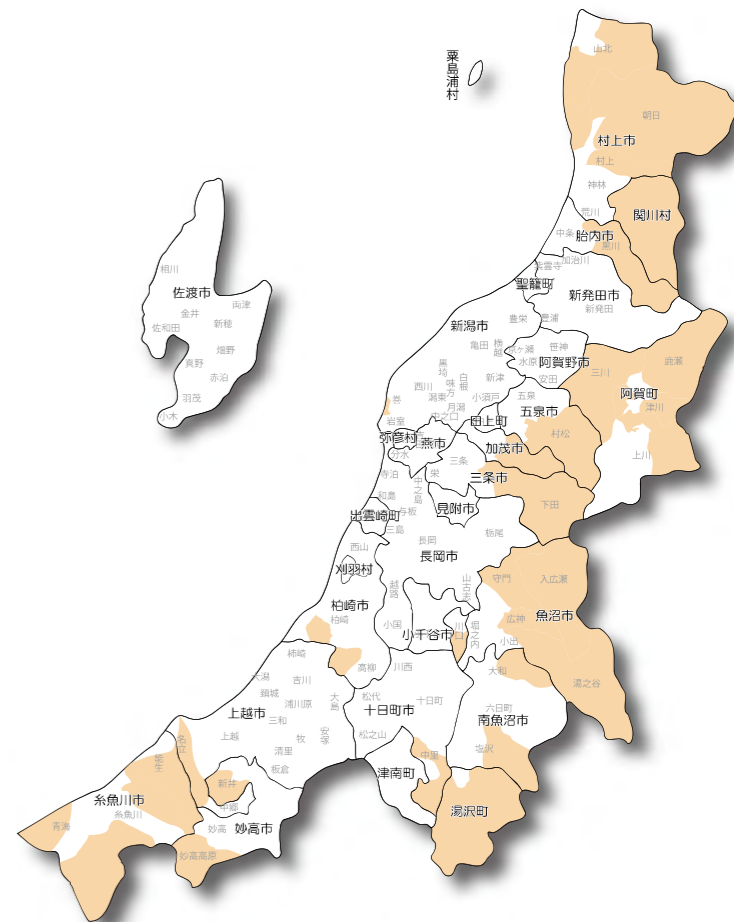


山村振興法

昭和40年5月11日施行、
昭和40年度～令和6年度までの時限立法
(平成27年3月改正)

山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関して必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正に寄与することを目的としています。

【指定地域】(17市町村)
村上市、関川村、胎内市、五泉市、阿賀町、新潟市、加茂市、三条市、魚沼市、十日町市、湯沢町、南魚沼市、柏崎市、妙高市、糸魚川市、上越市、長岡市



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

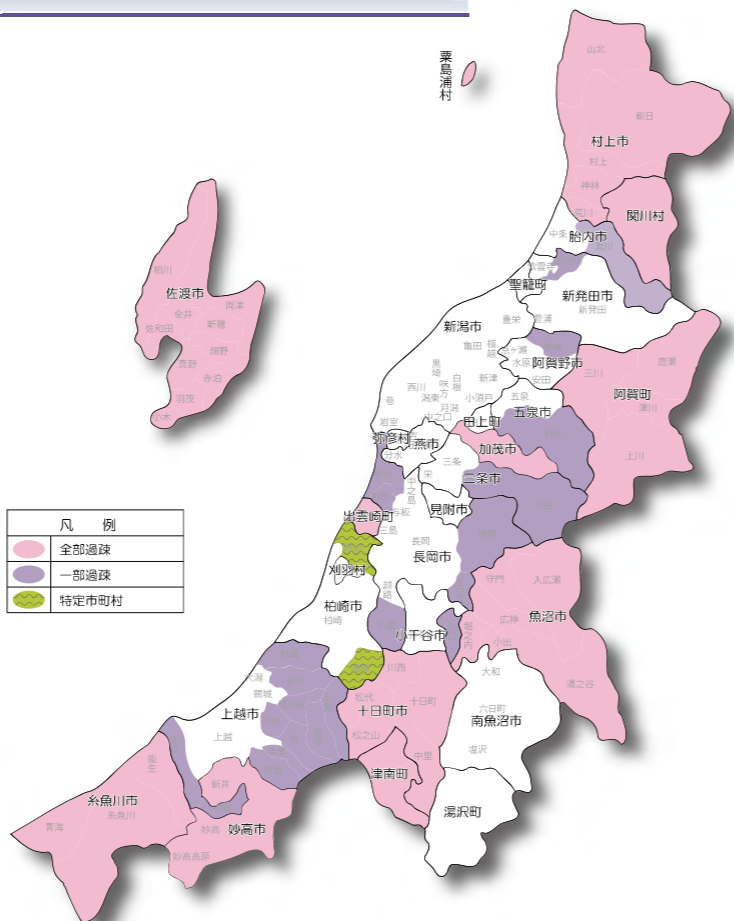
令和3年4月1日施行、
令和3年度～令和13年度までの時限立法

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、必要な特別措置を講ずることにより、地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与することを目的としています。

【全部過疎】(12市町村)
加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、佐渡市、魚沼市、阿賀町、出雲崎町、津南町、関川村、粟島浦村

【一部過疎】(7市、22区域)
長岡市のうち旧栃尾市・旧和島村・旧寺泊町・旧山古志村・旧川口町・旧小国町、三条市のうち旧下田村、新発田市のうち旧加治川村、五泉市のうち旧村松町、上越市のうち旧安塚町・旧浦川原村・旧大島村・旧牧村・旧柿崎町・旧吉川町・旧中郷村・旧板倉町・旧清里村・旧三和村・旧名立町、阿賀野市のうち旧笹神村、胎内市のうち旧黒川村

【特定市町村】(1市、2区域)
柏崎市のうち旧高柳町・旧西山町



※令和5年3月時点

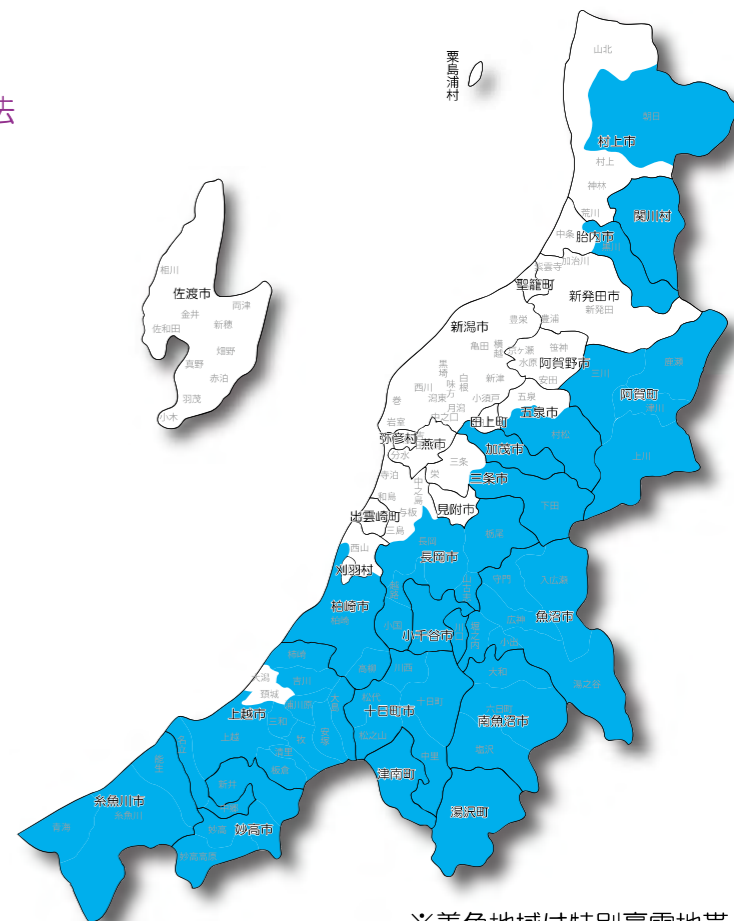
豪雪地帯対策特別措置法

昭和37年4月5日施行、
昭和37年度～令和13年度までの時限立法
(令和4年3月改正)

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的としています。

【特別豪雪地帯市町村】(18市町村)
村上市、関川村、胎内市、阿賀町、五泉市、加茂市、三条市、長岡市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、小千谷市、十日町市、津南町、柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市

【豪雪地帯市町村】
県内すべての市町村



※着色地域は特別豪雪地帯
(県内はすべて豪雪地帯)